

平成29年度一般会計予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費について

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金額(社会保障財源化分)見込額 284,211 千円

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 1,348,593 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)		
社会福祉	障害福祉サービス事業	576,619	431,508	0	0	53,029	92,082
	小計	576,619	431,508	0	0	53,029	92,082
社会保険	国民健康保険特別会計操出金	225,158	123,205	0	0	37,257	64,696
	介護保険特別会計操出金	370,895	2,796	0	0	134,516	233,583
	小計	596,053	126,001	0	0	171,773	298,279
保健衛生	子ども医療費助成事業	175,921	13,349	0	0	59,409	103,163
	小計	175,921	13,349	0	0	59,409	103,163
合計		1,348,593	570,858	0	0	284,211	493,524

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成29年度予算額(600,000千円)の19分の9に相当する額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。